

## 令和4年度（2022年度）第4回教育委員会（7月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）7月14日（木）  
午前9時30分から午後0時10分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 吉井 恵璃子  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦
- 4 議事等
  - (1) 議案
    - 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
    - 議案第2号 令和5年度（2023年度）県立高等学校の学科改編について
    - 議案第3号 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
    - 議案第4号 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
    - 議案第5号 令和5年度（2023年度）県立高等学校生徒募集定員について
    - 議案第6号 熊本県夜間中学設置基本方針について
    - 議案第7号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の報告及び承認について
    - 議案第8号 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則に係る臨時代理の報告及び承認について
    - 議案第9号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
    - 議案第10号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について
    - 議案第11号 教職員の懲戒に係る臨時代理の報告及び承認について
    - 議案第12号 教職員の懲戒に係る臨時代理の報告及び承認について
  - (2) 協議
    - 協議（1） 熊本県教育委員会の点検及び評価について
  - (3) 報告
    - 報告（1） 令和4年2月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について
    - 報告（2） 令和4年度（2022年度）教師不足について
- 5 会議の概要
  - (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。
  - (2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第9号から議案第12号までは、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から第8号まで、協議(1)、報告(1)及び報告(2)を公開で審議した。

(4) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

**教育政策課審議員**

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しています。6月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページ及び4ページのとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

なお、今回は6月定例県議会に追加提案した議案について報告・承認を求めるものであり、冒頭提案した議案は、6月定例教育委員会において報告・承認済みです。

追加提案した議案は、予算議案と条例等議案に分かれているため、知事からの意見照会及び意見照会に対する回答は、2ページ及び3ページの予算議案分と、4ページ及び5ページの条例等議案分に分かれています。

該当の議案は、3ページ及び5ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず第18号が6月補正予算の追加提案の議案ですが、6ページから10ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、12ページから13ページまでに整理しています。

12ページは6月補正予算の総括表です。今回の追加提案は、国の総合緊急対策を受けた原油価格・物価高騰への対応や、新型コロナウイルス感染症対策のための経費を計上するものであり、最下段「教育委員会の合計」欄の左から4番目のとおり、8,534万円余の増額補正です。

次の13ページに各課の事業を整理しています。主なものを御説明しますと、1は、県立学校において授業支援などを行う、ICT支援員の増員に要する経費3・7・8は、県立特別支援学校寄宿舎等における原油価格・物価高騰による食材調達費に係る助成、6は、公立幼稚園におけるICT化又は新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市町村に対する助成、10は、ウィズコロナ下の青少年教育施設におけるコロナ対策関連備品の購入に要する経費、13は、新しい生活様式に対応した県市等連携事業に係る貸出図書の購入等に要する経費を計上するものです。

14ページをお願いします。第19号は、「熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。

17ページの条例案の概要をお願いします。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するなど、関係規定を整備するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**田浦委員**

13ページの補正予算の内容についてですが、6の公立幼稚園におけるICT

化の具体的な内容について説明をお願いします。

#### 義務教育課審議員

具体的な内容については、公立幼稚園において、例えば先生方の研修を行う際にタブレット等が十分に配備されていない場合がありますので、そういった場合のICTの充実を図るために予算を計上しています。

#### 田浦委員

先生方の研修のためにタブレットを使うためのお金ということによろしいですか。

#### 義務教育課審議員

それもありますが、更に言いますと、幼稚園の登園時のシステム等も含まれます。

#### 田浦委員

了解しました。

#### 教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

### ○議案第2号 「令和5年度（2023年度）県立高等学校の学科改編について」

#### 高校教育課長

高校教育課です。お手元の資料の1ページを御覧ください。議案第2号の「令和5年度（2023年度）県立高等学校の学科改編について」説明します。

提案理由は、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

2ページの（別紙）を御覧ください。1に「対象となる学校及び学科改編の概要」を表で記載しています。3ページ及び4ページに対象校の魅力化の内容を記載しています。

まず（1）の「学級減を含む学科改編」について、該当校は4校です。北稜高校ですが、普通科人文コース・ビジネスマネジメント科・園芸科学科・造園科・家政科学科の5学科を商業科・園芸科・造園科・家政科の4学科に改編します。

3ページの魅力化の内容を御覧ください。今回の改編により、時代のニーズに応じた学科の専門教育の充実を図りながら、4学科が学科横断で連携し、地域産業と結びついた商品開発や事業展開を研究するなど、他学科との協働を通して、それぞれの強みや重要性を理解し、各学科の学びに付加価値を創造します。

2ページにお戻りください。次に八代農業高校ですが、園芸科学科・食品科学科・農業工学科・福祉家庭科の4学科を、食農創造科・生産土木科・家庭科の3学科に改編します。

3ページの魅力化の内容を御覧ください。今回の改編により、地域産業を支える人材を育成する学校として、自治体や専門機関との連携を深め、農業の6次産業化や、農業土木分野とデジタル技術との融合を図るなど実践的な学びを充実し、地域課題に即した学びに取り組みます。

2ページにお戻りください。次に岱志高校ですが、普通科3学級を、普通科アドバンスコース1学級と普通科キャリアコース1学級に改編します。今回の改

編により、個に応じた確かな学力の向上を図るとともに、探究に用いる様々な手法を学び、社会の諸問題に関するテーマ学習や、外部講師を招いたワークショップやインターンシップなどの体験的な学びを行うなど、地域と連携した探究活動に取り組みます。

次に松橋高校ですが、普通科文理総合コース・体育コースのあわせて3学級を普通科地域創造コース2学級に改編します。今回の改編により、地域等のニーズを踏まえ、地域人材の育成を重視するとともに、宇城市などとの連携・協働による、地元食材を基にした食品やメニューの開発、防災について教科横断的に学ぶなど、探究活動を深化させます。

続いて(2)の「学級減を含まない学科改編」について、該当校は6校です。まず、熊本工業高校ですが、繊維工業科をテキスタイルデザイン科に改編します。4ページの魅力化の内容を御覧ください。今回の改編により大学や専門機関、企業等との連携を深め、繊維産業界の動向に対応した、「工業デザイン」の学びを新たに加え、新素材を含む様々なテキスタイル素材の活用方法について学ぶなど、創造性や探究心を持った技術者を育成します。

2ページにお戻りください。次に、岱志高校、大津高校、熊本西高校、八代東高校及び南稜高校ですが、普通科体育コースを普通科スポーツコースに改編します。今回の改編により、「する、見る、支える、知る」といったスポーツへの多様な関わり方を実践する取組の充実に向けて、「トップアスリートの育成」をはじめ、各種資格取得及び関係機関と連携した活動等を通した「スポーツを支える人材の育成」を図ります。

最後に、3の「施行日」ですが、令和5年(2023年)4月1日となります。

以上、令和5年度の学科改編について、御審議をよろしくお願ひします。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **吉井委員**

まずお伺いしたいのは、鹿本高校です。「スポーツ健康科学コース」からの変更はないということですが、学級減を含まない学科改編に書いてある理由を御説明いただきたいのが一つと、感想になりますが、例えばこれまでは学科名は、商業科、園芸科といったものから、横文字的なものがどんどん入ってきて、格好よくなった時期がありました。しかし、格好いいけれど意味がよく分からないと思ったこともありました。今回の北稜高校の変更内容を見て、結局元に戻ってくるように感じました。個人的にはとても分かりやすくなったと思います。もう一つ伺いたいのは、学級減を含む学科改編のある4校の1学年在籍の生徒の数を教えてください。

#### **体育保健課長**

お尋ねの1点目ですが、鹿本高校の体育系コースの名称は、既にこれまでの学科改編により「スポーツ健康科学コース」と改称し、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)の取組等も含め、魅力ある学校づくりを進めていますので、コース名称の変更は行わず、「スポーツ健康科学コース」を踏襲するという事です。ただし、先ほど高校教育課長から御説明した「する、見る、支える、知る」といったスポーツへの多様な関わり方を実践する取組の充実を、他の体育系のコースと同様に進めるということです。

#### **吉井委員**

分かりました。ありがとうございます。

## 高校教育課長

北稜高校の学科名ですが、吉井委員にお話しいただいたとおり、地域の方々や中学生に学習内容を分かりやすく伝えるということをコンセプトにしています。そして、漢字2文字で揃え、一体感を出して4学科が横連携して協働するという今回の特色の一つを強調するねらいもあります。3点目の御質問についての確認ですが、直近の入試で各学校の生徒数がどれくらいだったか、ということによろしいですか。

## 吉井委員

はい。実際のところ、どれくらいの入学者になっているかを教えてください。

## 高校教育課長

北稜高校は、今年度の春の入試で200名定員でしたが、入学者は77名です。八代農業高校は160名の定員に対して入学者は63名です。岱志高校は160名の定員に対して入学者は33名です。最後に、松橋高校が200名の定員に対して入学者は60名です。

## 吉井委員

ありがとうございます。募集定員を少し減らしても、やはり今の状態ではかなり差があるということですね。これからまた、丁寧に一つ一つの学科の魅力を出していくことで、たくさん入学者が集まることを期待しています。

## 教育長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

## 西山委員

今までの御説明の中で、それぞれの学校の魅力化は、学校の自助努力ということで、それは非常に大事なことだと思いますが、やはり世の中の課題としては、少子高齢化や後継者不足などがあり、どこの業界も避けて通れないところです。県立高校についても、定員割れが続いている中で、全体像としての県立高校をどう持っていくか、具体的に言うと、どんな連携をしながら、どう魅力を出していくかということや、それぞれの学校の独自の努力プラス全体像の議論もやっていけないのではないかと思います。先ほどの募集定員に対しての入学者数などを全体で見ながら、どういう形で県立高校を持続させていくのか、あるいは活性化させていくのかということを考える機会を設けていただければ大変ありがたいと思います。

## 高校教育課長

令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)まで、県立高校の魅力化を図るためのいくつかの取組を既にスタートさせています。まず、各学校の特色をしっかりと出していくために、「熊本スーパーハイスクール(KSH)構想」を掲げ、特色化・魅力化を進めているところです。そのほかにも、横連携の「熊本県立高校One Teamプロジェクト」では、学校間が共同で連携して1つのプロジェクトを立ち上げ、それぞれの学びを深めていくことを始めたところです。これらをしっかりと進めながら、県全体として、県立高校の魅力化をしっかりと図っていきたいと思います。

## 田口委員

いろいろと御検討いただいていること、本当にありがたく思います。学科改編の理由のところで、ニーズやその辺を含めて改編しているという文言がありますが、本当に中学生のニーズに合っているのか、地域のニーズに合っているのかという検証が必要ではないかと思います。その一つの指標が先ほど説明いただいた

今年度の入学者数です。このように改編したとしても、入学者が増えなければ、結局ニーズに合っていないかとも言えますので、そのあたりも含めて、今後検証をお願いできればと思います。

#### 教育長

県立高校の魅力化や学科改編は、今、高校教育課長から話がありましたように、令和6年度（2024年度）までの計画で順次進めているところではありますが、現実的には今いろいろと話がありましたように、個別に見てみると、まだまだ定員割れの状態がすぐ解消できるのかという難しい面もあります。令和6年（2024年）までの魅力化と並行して、県立高校のあり方について議論していかなければならないと考えています。そして、次の大きな方向性を模索しながら、ここ1年、2年かけて並行して議論していく必要があると思っています。今後、事務局といろいろと協議しながら進めていきます。

#### 西山委員

ICTというのは非常に有効だと思います。ICTをどんどん進めながら、最終的には、連携はバーチャルリアリティーの世界になるのではないのでしょうか。そういう方向でICTも検討いただきながら、教育長がおっしゃったものに向けて準備を進めて行くことができればありがたいと思います。

#### 教育長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

#### 田浦委員

学科改編は、それぞれの市町村との話し合いの中で決められているのですか。その地域にどういう産業があるとか、このような強みを生かしたいとか、そういう連携が取れた上での特色化ということではよろしいですか。

#### 高校教育課長

委員がおっしゃるとおり、地域の子どもたちが学ぶ学校ですので、地域ともしっかり話をしながら進めています。その中で、先ほどの説明の中にありました地域や自治体との連携もどんどん広がっていくというような形になっています。

#### 木之内委員

先ほどの定員減や学科名の変更などについて、どのぐらいの期間やプロセスで、最終的に決定していくのか、その流れを教えてください。

#### 高校教育課長

期間は、学校の状況によって長短がありますが、基本的には前年度から話を進めています。その中で、地域の中学校の先生方や地域の首長の皆様、行政の方と意見を交わすこともあります。もちろん教育委員会事務局もそこにわりながら、どういう形が地域に合ったものか、地域に必要なものかというのを捉えながら内容を決めていきます。最終的には実施前年度になり内容を詰めて、今日ここにお話をさせていただいているという状況です。

#### 木之内委員

先ほどもお話があったように、定員を減らしても、入学者がその半分もいかないうような高校も中にはあるわけですが、もちろん入学者が来年増えるように努力しなければならないのですが、意見交換をする際に、地域の危機感や、このように地域を変えていきたいなどのいろいろな御意見が積極的に出るものなのか、分かる範囲で結構ですので教えてください。

#### 高校教育課長

それぞれの学校の状況と地域の状況によって違います。例えば、今回、松橋高

校が防災の学びを導入しますが、これは宇城に防災センターができたということもありますし、地域の企業と地域食材を活用したメニュー開発を行うことも、宇城市とは相当細かい連携を学校でさせていただいて、今後の進め方について詰めているところです。そのような学校に関しては、それぞれの市の担当の方がしっかり関わって話を聞いていただき、支援いただいているという状況です。

#### 教育長

この問題はこれまでもずっと課題として取り組んできたものでありますし、今後もしっかり取り組んで行かなければならない課題です。また、教育委員会事務局としてもしっかり議論して、地域も巻き込みながら取り組んでいきます。

#### 教育長

他はよろしいよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

### ○議案第3号 「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」

#### 高校教育課長

議案第3号の資料の1ページを御覧ください。議案第3号の「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」ですが、提案理由は、ただ今御了承いただきました（議案第2号で説明いたしました）学科改編に伴い、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

2ページ「規則案の概要」の「3 内容」の欄を御覧ください。改正内容は、高森高校、熊本工業高校、北稜高校及び八代農業高校の学科改編による学科名の変更です。

また、本規則の施行日は、令和5年（2023年）4月1日ですが、改正前の各高校の学科については、経過措置として、令和7年（2025年）3月31日までの間、存続することとしています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。これは第2号議案の中身を規則で決めるということですのでよろしいですか。

#### 高校教育課課長

そのとおりです。

#### 教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

### ○議案第4号 「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

#### 高校教育課長

議案第4号の1ページを御覧ください。議案第4号の「熊本県立高等学校の通

学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、提案理由は、先ほど御了承いただいた（議案第2号で説明しました）学科改編に伴い、議案第3号同様、教育委員会に付議する必要があるためです。

2ページ「規則案の概要」の「3 内容」の欄を御覧ください。改正内容は、岱志高校と高森高校に新設する普通科のコース及び高森高校マンガ学科の通学区域を県下全域とするものです。

本規則の施行日は、令和5年（2023年）4月1日ですが、改正前の岱志高校及び高森高校の普通科の通学区域については、経過措置として、令和7年（2025年）3月31日までの間、存続することとしています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 吉井委員

高森高校には立派な寮ができると前々から聞いていますが、県下全域を通学区域とした場合に、岱志高校には寮や寄宿舎等があるのですか。

#### 高校教育課長

今、岱志高校に寮は設けていません。他にも、県下には県下全域を通学区域とする学校がありますが、民間の下宿に入るなどして通っていると聞いています。

#### 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

#### 教育長

ありがとうございます。

○議案第5号 「令和5年度（2023年度）県立高等学校生徒募集定員について」

#### 高校教育課長

議案第5号「令和5年度（2023年度）県立高等学校生徒募集定員について」説明します。

提案理由については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるためです。

2ページの（別紙）を御覧ください。先ほど御了承いただきました（議案第2号で説明しました）学科改編により、令和5年度（2023年度）の全日制高等学校の生徒募集定員は、本年度から4学級160人を減じ、11,000人を予定しています。

なお、令和5年度（2023年度）の定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員は、本年度同様、変更はありません。

また、本議案について決定いただいた後は、8月下旬の私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、県立高校についても、全ての高校の生徒募集定員を報道機関に提供する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。



## 西山委員

先ほどの続きになりますが、令和4年（2022年）の11,160人の定員に対して入学者数は何人ですか。

## 高校教育課長

11,160人の定員に対して8,424人の入学者です。

## 西山委員

充足率は分かりますか。

## 高校教育課長

約75%です。

## 西山委員

その数字からしても、随分高校間での格差があるのではないかと思います。そういうものも含めて教えていただきながら、先ほど教育長がおっしゃった全体像に向けて、議論ができればと思います。

## 高校教育課長

ありがとうございます。また後日資料を提供します。

## 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

## 教育長

ありがとうございます。

## ○議案第6号 「熊本県夜間中学設置基本方針について」

### 義務教育課審議員

義務教育課です。議案第6号「熊本県夜間中学設置基本方針について」提案します。

まず、提案理由です。学びを必要とする全ての方への学びの保障の実現に向け、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの学び直しの場としての夜間中学の設置が必要であり、学校その他の教育機関の設置場所の決定及び県立学校施設整備の基本方針については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第9号及び第16号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため提案するものです。

配付資料は4部あります。一つ目が、資料35ページに「熊本県夜間中学設置基本方針概要」を1枚もので載せています。二つ目が、資料36ページから「熊本県夜間中学設置基本方針（案）」、次から補足資料です。三つ目が、資料45ページから「別紙①（ニーズ調査結果、国・県等から出されたデータ資料等）」、四つ目が、資料52ページから「別紙②（法令関係）」になります。

それでは、資料37ページの基本方針（案）の「目次」を御覧ください。基本方針（案）は、6つの項目で構成しています。

資料42ページを御覧ください。本日は時間が限られていますので、「4 県教育委員会としての夜間中学設置の基本方針」の8点を中心に説明します。

（1）の設置主体は、これまでの公表どおり県であり、熊本市と連携して取り組んでいきます。

（2）の設置場所は、これまで「県立湧心館高等学校内を有力候補とする」して

いましたが、県立湧心館高等学校内に設置します。

(3)の開校時期は、令和6年(2024年)4月を目途に開校します。

(4)の対象生徒は、熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方、又は卒業しても不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方としています。国籍は問いません。ただし、現在中学校に通っている生徒、いわゆる学齢生徒は含まれません。

(5)の開校方法は、開校時に全ての学年を開設します。

(6)の学級編制は、各学年1学級ずつとし、各学級20人程度とします。

(7)の学区は、熊本市を含めた県内全域とします。

(8)の本人が負担する費用については、通常の中学校と同様で、授業料及び教科書代は無償とし、教材費等は実費を負担します。

以上が、基本方針についての説明です。

次に、先日公表された国勢調査の結果から2点御説明します。資料39ページを御覧ください。

1点目は、基本方針(案)「2 本県における夜間中学設置の必要性」の「①義務教育未修了者の状況」についてですが、令和2年(2020年)の数値が公表されましたので、県内の「未就学者」が1,990人、「最終卒業学校が小学校の方」を17,874人としています。

2点目は、基本方針(案)「③在留外国人の状況」についてですが、令和3年(2021年)末の数値が公表されましたので、追記しています。

なお、本基本方針を御承認いただきましたら、本日、本基本方針を報道機関へ情報提供するとともに、本課内に電話やメール等で受け付ける「熊本県夜間中学相談窓口」を設置したいと考えています。

義務教育課からの説明は以上となります。御審議をよろしくお願いします。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 西山委員

相談窓口を設置するときに、外国人の問い合わせへの対応も考えていますか。

#### 義務教育課審議員

今のところ日本語でつくっていますが、多様な生徒が考えられますので、他課と相談しながら対応していきます。

#### 教育長

他はよろしいですか。

#### 木之内委員

通しの49ページを見ると、不登校生がかなり増えている印象を受けます。この不登校生がこれだけ増えるということに対して何か考えていけないと思いました。このアンケートと直接関係はありませんし、教育委員会だけの問題ではないと思いますが、根本的な理由が何なのか機会があったら是非検討できる時間がとれればと思います。

#### 義務教育課審議員

ありがとうございます。

#### 教育長

他はよろしいですか。

#### 田浦委員

木之内委員の話聞きながら思ったことですが、不登校になっている方もいる

し、海外から来られた方もいらっしゃいます。そんな方たちに、夜間中学ができるという情報が確実に届くようなシステムをつくり、そして全ての通いたいと思う方のところに情報が届くようにして、全ての方が手を挙げられるような環境づくりや情報発信をお願いします。

#### **義務教育課審議員**

ありがとうございます。まず皆様に夜間中学を知っていただくことが大事だと思いますので、今後、いろいろな媒体を通して広報活動を行い、情報を必要とする方に届くようにしていきたいと思います。

#### **田浦委員**

よろしくをお願いします。

#### **教育長**

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

○議案第7号 「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の報告及び承認について」

#### **学校人事課長**

議案第7号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

まず、本規則について、教育長の臨時代理を行った理由について、資料62ページの3を御覧ください。この後御説明しますとおり、7月1日から教員免許更新制が解消されるにあたり、6月末までに、関係規則の整備を行う必要がありましたが、国の関係省令が6月21日に公布され、6月定例教育委員会に付議する暇がなかったため、教育長の臨時代理により、規則改正を行ったものです。

教員免許更新制についてですが、点線で囲んだ部分を御覧ください。平成21年4月に施行された制度ですが、中央教育審議会で「必要な教師数の確保」と「その資質能力の確保」が両立できるよう、抜本的な検討が行われ、令和4年5月の改正免許法の成立により、7月1日から解消されることとなりました。

規則改正の概要については、次のページを御覧ください。具体的内容は、3に記載しています。(1)として、失効した免許状に係る授与出願等について、免許状更新講習に関する提出書類等を定めた規定の削除、(2)として、免許更新や、有効期間の延期などに係る提出書類に関する規定の削除、(3)として、条項ずれの規定の整理です。4ページから7ページには、規則の公布文を掲載しています。8ページから16ページには、新旧対照表を掲載しています。

以上、御審議をよろしくをお願いします。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **田口委員**

免許更新講習はそれなりの意義があったように思いますが、それを廃止するということで、それに代わる研修についての今の準備状況を教えてください。

#### **学校人事課長**

今般、免許法の改正がありました。併せて、教育公務員特例法で、研修関係の改正が行われています。研修に関しましては、この法改正により、例えば研修の記録の作成や資質向上に関する指導助言に関する規定が新たに盛り込まれていま

す。

具体的な中身や、どのように進めるかについては、国がガイドライン作成の準備を進めており、夏を目途に、大体8月ぐらいに出されると聞いています。そういった内容を見ながら、研修内容の検討をしっかりと進めていきたいと考えています。

#### 田口委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

#### 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

- 議案第8号 「教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則に係る臨時代理の報告及び承認について」

#### 学校人事課長

議案第8号「教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

本規則の廃止についても、議案第7号と同様、教員免許更新制の解消に伴うもので、6月定例教育委員会に付議する暇がなかったため、教育長の臨時の代理により、規則廃止を行っています。

資料2ページ(78ページ)を御覧ください。規則の概要です。先ほどご説明しました、教員免許更新制の解消に伴い、更新講習の受講対象者等を定めた本規則を廃止するものです。3ページには、公布文を掲載しています。

以上、御審議をよろしくお願いします。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

- 協議(1) 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

#### 教育政策課審議員

協議第1号「熊本県教育委員会の点検及び評価について」です。本件については、今回の7月定例教育委員会で協議し、事前に委員の皆様の御意見をいただいた後、8月定例教育委員会にあらためて議案として提出し、御審議いただくこととしています。報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、「熊本県教育委員会の点検及び評価 概要」に沿って説明します。

「1 報告書について」をお願いします。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施しています。

「2 報告書第1部 教育委員会の活動状況」をお願いします。教育委員会の開催状況や、広報の状況等について記載しています。

「3 報告書第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」をお願いします。教育施策の実施状況について、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って、令和3年度の取組状況を

整理しました。全部で15の指標を設けており、このうち、8つの指標が策定時から改善しています。横ばいは5指標、悪化した指標は2指標となっており、引き続き目標達成に向け課題への対応を進めていきます。

なお、第2部の詳細については、この後、御説明します。

次に「4 今後のスケジュール」を御覧ください。7月22日に有識者から意見聴取した後、8月定例教育委員会で最終評価をいただき、その後、9月議会に報告します。議会後には、県ホームページにおいて公表する予定です。

2ページをお願いします。「5 令和3年度の主な取組、課題・今後の方向性について」を御覧ください。第2部の詳細について、説明します。見開きの左側のページに主な取組や課題・今後の方向性、右側のページに指標の状況を載せています。教育プランの「基本的方向性」に沿って御報告します。

左側を御覧ください。最初に、「基本的方向性1：家庭・地域の教育力向上」です。「家庭教育支援にしっかり取り組みます」を重点取組としています。「親の学び」オンデマンド講座を開発し、DVD配付や県のホームページ掲載により普及を図りました。双方向型のオンライン講座実施に向けた環境面、技術面に対する支援が必要です。

次に「基本的方向性2：安全・安心に過ごせる学校づくり」です。「子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります」「貧困の連鎖を教育で断ち切ります」を重点取組としています。熊本県人権子ども集会及び人権教育に係る教職員の資質や実践的な指導力を高めるための研修会等を実施しました。教職員の人権問題への基本的認識を深めるため、研修内容及び指導資料の工夫・改善が必要です。いじめへの対応として各学校が配置した情報集約担当者向け研修を実施しました。また、県立学校生徒を対象とした「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を運用しています。情報集約担当者向け研修において組織的な対応を指導し、児童生徒が安心して学校に相談できる体制の構築を図っていきます。スクールカウンセラー83人、スクールソーシャルワーカー21人を配置し、不登校児童生徒等に対し連携して支援を実施しました。欠席が10日に達する前に専門家の支援につなぐ「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」の取組の更なる推進が必要です。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。

「“生きる力”の基礎となる学力向上を図ります」を重点取組としています。

「『熊本の学び』アクションプロジェクト」として、「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人一人の授業力向上」の二本柱で各市町村立学校の支援に取り組まれました。「熊本の学び」ステップアップ研修を実施し、課題解決に向けた教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上を目指します。「高校生のための学びの基礎診断」活用方針を定め、方針に基づき、各校において「基礎学力定着のための指導計画」を策定しました。「基礎学力定着のための指導計画」におけるPDCAサイクルの確立に向け、学校訪問等を通じた指導・助言を行います。

次に、「基本的方向性4：障がいや多様な教育的ニーズに応える」です。「障がいのある子供の学びを支えます」を重点取組としています。特別支援学校の児童生徒の進級や進学等の実態を踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用・引継に係るガイドラインを令和4年1月に改訂しました。教育支援の方法等を引き継げるよう、個別の教育支援計画の意義についての理解啓発を図っていきます。熊本市と合同で夜間中学についてのニーズ調査を実施しました。熊本市と連携し、基本構想策定・施設整備準備等を計画的に進めていきます。

4ページをお願いします。次に、「基本的方向性5：キャリア教育の充実とグローバル人材の育成」です。「英語教育日本一を目指します」「進学や就職の夢を叶えます」を重点取組としています。全県立高校（全日制）でインターンシップを実施しました。特に普通科生徒のインターンシップ体験の増加が課題です。英語外部検定試験受験料に係る市町村への補助や低所得世帯への受験料補助を実施しました。1、2年生からの積極的な受験を推進するなど、英語力向上のための取組を着実に進めていきます。八代中学校・高校を国際バカロレアの認定に向け申請する学校に選定しました。本県の国際バカロレアへの認知度は高くないため、生徒募集に向けた周知活動に力を入れる必要があります。

次に、「基本的方向性6：魅力ある学校づくり」です。「魅力ある学校づくりを進めます」を重点取組としています。熊本スーパーハイスクール構想に基づき、各学校の特色を明確化するスクール・ミッションを策定しました。「県立高等学校あり方検討会」の提言に基づき、引き続き、魅力化に向けた取組を実施していきます。防災型コミュニティ・スクールから総合型への移行手続きが完了し、令和4年度から全ての県立高校・特別支援学校が総合型に移行しています。教育課程や学校経営計画等にも地域の声を反映し、地域に開かれた学校運営に努める必要があります。

次に、「基本的方向性7：子供たちの学びを支える」です。「教員の指導力向上を図ります」「ICT教育日本一を目指します」を重点取組としています。県立学校宛てに「在校等時間の上限方針」に係る周知チラシを作成し、全教職員に配布しました。勤務時間の適正管理等、働き方改革に係る取組状況に差がみられることから、引き続き周知・啓発を行っていきます。県立学校（特別支援学校18校、定時制2校）の給食費公会計化に向け、条例を制定し、食材調達業務の効率化についても検討を進めました。令和5年度から、学校給食を実施している県立学校において学校給食費の公会計化を実現します。県立学校について、1人1台端末及び普通教室等の校内通信ネットワークの整備が完了しました。校内通信ネットワークが未整備の特別教室・体育館等について、整備を完了させます。

次に「基本的方向性8：文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。県スポーツ協会のクラブアドバイザーと市町村を訪問し、総合型地域スポーツクラブの設置促進等に関する情報交換を実施しました。総合型地域スポーツクラブの更なる設置促進及び指導者の育成と活動内容の質向上が必要です。

次に「基本的方向性9：災害からの復旧・復興」です。令和2年7月豪雨で被災した文化財（国・県指定、国登録）は、復旧対象43件のうち22件が復旧しました。引き続き、文化財の災害復旧を進めていきます。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

いろいろな取組や努力のあとが見えてきていると思います。通し番号84ページ、基本的方向性6の魅力ある学校づくりの指標として、入学を希望する生徒が増加した学校の割合を取り上げてあり、それが伸びたとしてあり、この項目はよかったという結論になっていると思いますが、いろいろと議論をする中で、定員に満たない学校や廃学科に追い込まれる学科があることについては何も見ないでいいのか、言及しないでもいいのか疑問に思いました。

## 高校教育課長

基本的方向性6のこの指標についてですが、現状のこの指標としては、現在ある学校をしっかりと魅力化して、その中でどれだけの学校が県民の皆さんに学びたいと選んでいただけるかというところを一つのものさしにしています。統廃合を含めた今後の学校のあり方については、今回は反映させていません。

## 田口委員

いろいろな指標の取り方があると思いますが、確かに増えた学校のみ注目すると、この結果は正しいと思うのですが、そうではないところに何も言及しないというのでは、魅力ある学校づくりに対する指標としては不十分ではないかと思いました。

## 教育長

ありがとうございます。いろいろなデータをしっかりと整理してくのが良いと思いますので、よろしくお願いします。

## 西山委員

悪化している2つの指標の部分ですが、まず、親の学びの部分です。DVD配布や県のホームページ掲載をされていますが、昨年時は99%あったのが下がっています。

ここで、県のホームページについてですが、随分文字が多くてなかなか辿り着けず、とっつきにくいものであるように感じています。もう少し感覚的に使えるようなホームページにして、そこに掲載をすれば、今の親の学びももっとアクセスが増えると思います。こうしたインターフェースの部分について検討をお願いします。

もう1点の悪化しているインターンシップについてですが、ウィズコロナの中では非常に厳しい状況であると思っています。先ほど県立高校の連携の話の際にも言いましたが、VR技術の活用が必要ではないかと思います。例えば、企業側の担当が360度カメラを頭に乘せて、企業の職場を回ると、学校では教室にいるにも関わらず、その会社に行ったような感覚がします。そのような中で、見るだけじゃなく、前後でアンケートをとったり、テストをしたりして、インターンシップの効果を高めるというような取組を是非やっていかなければ、PRが難しい時代になっていると思います。是非、VR技術というのがこれからの課題になるとしますので検討をお願いします。

## 社会教育課長

令和3年度(2021年度)オンデマンド講座を開設し、DVD配布、県のホームページに掲載をしたのですが、策定時よりも、実績は落ちてしまった状況です。令和4年度(2022年度)ですが、こちらの課題を方向性にも書いておりますように、双方向型のオンライン講座実習に向けた環境面、技術面の課題にする支援として、6月の補正で予算を計上しています。オンラインでの講座をしてもらうための研修会や実際にしてもらったときの支援に関する事業にしていく予定です。様々な形で取組を進めていきますので、今後ともよろしくお願いします。

## 高校教育課長

インターンシップの件について、コロナ禍の中で、この指標自体は非常に厳しい状況になっていますが、昨年度一人一台端末が入り、また校内LANが昨年度ようやく整ったという状況です。ウィズコロナの中で、このままではいけないと思っており、現在担当の班で、バーチャルを利用したインターンシップのあり方の研究を行っています。今後しっかりと研究を進めていきたいと思っています。

## 田浦委員

P T Aで、親の学びには大変お世話になりました。昨日もテレビで拝見しまし

たが、ワークショップ形式で研修をされており、自分たちの子育てについてお互いの情報交換ができ、お互いに聞くだけで終わらずに、自分たちの話もできるということで、とても満足感を得られると思います。これまでのようにこうした研修が行われるのが一番望ましいと思いますが、是非、親同士が繋がれる機会を作っていただけると大変ありがたいです。

また、安心安全に学校で学ぶ環境についてですが、不登校の子ども達が増えていくということで、愛の123運動等、学校に来るような圧力がかかっていないかどうかを心配しています。不登校の子ども達を支援されている施設のお話を伺うと、不登校になる子どもたちは、既に精一杯努力をした結果、学校に行けなくなってしまったというお話を聞いたことがありますので、学校でなくても安心して学べる状況、環境を作っていただけるとありがたいです。また、不登校の子ども達の学習支援をする友達がいるのですが、どうして学校に行かないのというような言葉がすごく禁句だという話を聞きました。子ども達が自分から自分のことについて話すのは待たせられども、こちら側から学校に行くことを意図した言葉かけということは絶対しないということを知りましたので、その辺についても既に配慮されていると思いますが、引き続きよろしく申し上げます。

### 社会教育課長

ありがとうございます。今年度の収益事業でオンライン講座をするための予算を取っており、これはこれで進めていく予定にしていますが、先ほど、田浦委員がおっしゃったとおり、ウィズコロナのもとで、この親の学びは、ワークショップ形式の対面型のものを基本として進めていきたいと考えています。4月5月に開催しましたトレーナー研修では、ウィズコロナのもとで、感染対策を取った形の対面型の親の学びについての研修を開催したところです。そのようなことも含めながら、学校に保護者の方々が集まれる機会に、親の学びができるような形で進めていきたいと考えています。

### 学校安全・安心推進課長

まず不登校の件ですが、平成28年（2016年）の教育機会確保法の後からは、学校に戻ることが前提ではなく、社会的自立を目指しています。

本県においても、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）については、不登校数が1.3倍ほど増えている状況です。背景としては、コロナによって学校への登校が不定期なものになり、なかなか学校生活に馴染めなくなってしまう、人間関係が上手くいかないといった原因が挙げられると感じています。こうした学校に行けなかった不登校の子ども達については、現在本課では、教育支援センターの設置を各市町村にお願いしており、昨年度は南関町で設置をしていただき、今年度も氷川町と嘉島町で設置をしていただきます。学校に足が向かないという子については、学校の敷地内の目立たない場所や違う場所に支援センターを設けて支援員を配置し、教科指導や学校ではできないような活動をやっているところです。向く先が学校ということではなく、支援センターも含めたところで指導は進めているところです。

また、お話にもありました「どうして学校に行かないのか」（学校に行くことを意図した言葉かけ）については、配慮を行うようしっかりと指導していきます。

### 吉井委員

2ページにあります、いじめ担当として各学校が配置した情報集約者担当者向け研修を実施とあります。私は、以前から情報集約担当者というのは、いじめ担当の先生であると言っており、今もその気持ちは変わりません。ここに、高校生の方で、児童生徒が安心して学校に相談できる体制の構築とあるのですが、情報



集約担当の先生に安心して相談できる状況を作っていただきたいと同時に、情報集約担当の先生が自ら動いて、いじめを探すということも是非やっていただきたいと思います。相談できない場合があります、少し元気のない子供がいるとか、少し一人になっている子を見かけたとか、そのような子に積極的に話しかけていただきたいと思います。そのような子を見つけないことには前には進んでいきません。是非そのような子を見つけて、解決できるような状況まで持って行っていただける方を情報集約担当者にするようお願いいたします。

前から言っていますが、情報集約担当者は情報を集約するだけではありません。いじめをなくすための、子どもが安心して安全に暮らせるための方です。情報集約担当と書いてしまうと本当に情報を集約するだけになってしまいますので、情報集約担当（いじめ担当）と思っただけのようにお願いいたします。

また、基本的方向性8の「文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」についてですが、数字をパッと見てみますと、令和2年（2022年）から令和4年（2022年）まで全く数字が変わっていません。これは、もうできないということではないのですか。総合型地域スポーツクラブが設置されている割合と、これはおそらく小学校の部活動ではないかと思いますが、小学校の部活動の受け皿として、総合型地域スポーツクラブを設置するようになったが、なかなかできないところがあるということだと思います。45市町村中41市町村にはあるということですが、設置されている41市町村も都市部から山間部まであるような大きな市の場合、都市部に1個あれば設置されているということになると思います。山間部にはできていないが、都市部に1個あるから良いと考えられている可能性もあります。小さな村でも頑張って設置しているところもあると思います。しかしながら、なかなか数字が増えないところを見ると、おそらくもう設置することができない市町村があるのではないかと思います。そのような市町村に対して県が力を貸してアイデアを出したり、人材派遣したりといったことができないものかと思いますが、いかがでしょうか。

#### **学校安全・安心推進課長**

まず、情報集約担当者の件についてです。いじめについては、研修の度に「チーム学校」で対応して欲しいと口酸っぱく話をしているところです。1人で抱え込まないというのが大事であって、それを集団で集約をするという意味で、この情報集約担当者というのは重要な役割を持っているのではないかと思います。

学校の取組として、情報集約担当者が学年会に出て情報を1つ1つ受け取り、生徒相談、生徒支援、生徒指導部会にも参加して、一緒に情報共有しているという場面を聞いており、そういう活動をお願いしているところです。実際にそのような活動をやっているという報告もありますので、浸透しつつあるのではないかと思います。学校には各学校経営案に、情報集約担当者の記載をお願いしており、年度初めには、全職員、全生徒、そして保護者会では保護者の前で、担当を紹介してもらおうといったことを学校にお願いをしています。情報集約担当者の方には、いじめに対して前線で頑張ってもらうために、研修等も行っているところです。

#### **体育保健課長**

次に、基本的方向性8についてです。総合型地域スポーツクラブですが、吉井委員のお話にありましたように、現在目標としているのが、県内の45全市町村に最低1つ設置するという数値目標を掲げているところです。現在、41市町村には設置できていますが、残りの4市町村については、市町村それぞれの事情があり、特に小さい町村で設置に至ってないという状況です。平成12年

にゼロからスタートし、ここまできているところです。まだクラブの設置までは至っていませんが、クラブの設置に向けての動きについては、残りの4市町村頑張ってもらっているところです。県教育委員会としては、2年から3年計画で県内全市町村を回り、設置ができていない市町村については毎年訪問し、設置に向けた指導助言や先行事例等を紹介しているところです。

また、大きな町村では、郡部の方までは1つ設置してもクラブへの参加が難しいのではないかと御指摘についてですが、数としては、県全体として現時点で70弱あり、大きな市町村については、既に複数設置しているところもあります。なかなか都市部の中心にしかできないといった実態もありますので、市町村に一つできたら、その充実と加えてさらに複数の設置や郡部の方々も参加できるような配慮をお願いしているところです。しかし、現状としては、多くの市町村に1つという状況です。引き続き、市町村に助言やお願いを進めていきたいと考えています。

公益財団法人の県スポーツ協会がありますが、ここにはクラブアドバイザーがおり、専門職として、クラブ設置に向けたノウハウを持っています。県教育委員会としては、県スポーツ協会と連携しながら、更に目標達成できるように、また、既に設置済みの市町村には加えてクラブができるように取組を進めていきたいと考えています。

お話にありました小学校の運動部活動の社会体育化については、平成30年度（2018年度）に移行していますが、その受け皿として、さらに今後は、今年度までが実践研究期間となっており、来年度から3年間の移行期間に入る中学校の休日の地域部活動の受け皿としても、このクラブが非常に重要なポイントとなります。引き続きしっかりと取組を進めていきたいと考えています。

#### 吉井委員

ありがとうございます。大きな町の郡部のほうにもクラブを設置できるようにお願いします。

#### 西山委員

今のお話についてですが、教育の原点である地域で育てるという中で、このスポーツクラブというのは非常に重要だと思っています。全市町村への設置を目標にやっただいており、クラブは70弱あるというお話もありましたが、もう少し他の物差しも同時に見ながら、皆で確認して育てていくことができればありがたいと思います。例えば、地域の青年団等が子ども達を育てていくといった形になれば、生徒と児童と地域の連携が図れると思います。是非地域スポーツクラブについては、推進をよろしくお願いします。

#### 体育保健課長

貴重な御意見ありがとうございます。今後の取組に生かしていきたいと思えます。

#### 教育長

ありがとうございます。

この教育プランも残り2年を切っています。そういう中で、今年がプランの目標を達成する重要な年になります。そのような指標やここに出てきている以外のデータもしっかり見ながら、市町村を後押しするところはしっかりと後押しし、自分達でもしっかりと成果を見ながら取り組んでいければと思います。

この件については、スケジュールにもありましたが、この後有識者の委員会にかけて、来月の定例教育委員会で最終的に評価していただく予定です。

## 教育長

他はよろしいですか。

- 報告（１） 「令和４年２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

### 教育政策課審議員

教育政策課です。報告（１）として、「令和４年２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」説明します。趣旨としては、今後の教育委員会における議論の参考とさせていただくために、報告するものです。

報告（１）を御覧ください。本年２月に開催された県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。教育委員会事務局としても、引き続き、県民や県民を代表する議員の御意見に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んでいきます。

報告（１）は、以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 教育長

よろしいですか。

- 報告（２） 「令和４年度（２０２２年度）教師不足について」

### 学校人事課長

学校人事課です。報告（２）「令和４年度 教師不足について」御報告します。

昨年度、文科省が公表した教師不足についての全国調査において、本県の不足数は１２８人でしたが、今年度は、９７人と、不足数は若干減少しました。

しかしながら、教師不足が深刻な状況に変わりはなく、引き続き対策を講じていきたいと考えています。

「１ 現状」ですが、５月１日時点で、昨年度と比較すると、小学校７人、中学校１２人など、計３１人、不足者数は減少しています。

なお、※に、文科省による「教師不足」の定義を記載していますが、「教育委員会において配置を予定している数」と「実際に配置されている数」との間に差が生じ、欠員が生じている状態のことを指しています。

「２ 教師不足の主な要因」については、小中学校においては、近年の大量退職に伴い、教員採用選考考査において新規採用数を増加させてきた結果、臨時的任用教員の方々の多くが選考考査に合格して正規採用となり、臨時的任用教員の不足が生じていること、また、特別支援学級数の増加に伴い必要教員数が増加していることが挙げられます。

また、特別支援学校においては、児童生徒数が継続して増加していることに加えて、令和元年度以降、計３校の新校を開校したことにより、必要な教職員数が増加したためです。

「３ 昨年度からの対応状況」ですが、令和３年度末の定年退職者に再任用の声掛けをした結果、小中学校においては昨年度比で６７名、特別支援学校で８人、再任用教職員が増加しました。また、特別支援学校教諭の免許状を持つ高校籍の教員５人を特別支援学校に配置するなどの対応を行いました。

しかしながら、現状は依然厳しい状況ですので、「４ 今後の取組」にあるとおり、教員採用選考考査における採用者数の増加や、定年退職者に対する再任用

の更なる働きかけを行います。また、免許法改正により免許状が有効となる免許状休眠者等への広報や、特別免許状制度の積極的活用を図るなど、取りうる手段を尽くして教員不足の解消を進めていきます。

学校人事課からの報告は以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

7月11日に全国都道府県教育長協議会に参加しました。その中の議題の1つが教員不足でしたが、それぞれの県の状況について情報があげられました。実際、未配置ゼロの県が多く、他の県はいい状況だと思いました。文部科学省のホームページを見ると実態調査が掲載されており、都道府県・政令指定都市68の中で熊本県はワースト3位という結果は、非常にショックでした。以前から、計画採用を含めて熊本県は対応していると思っていましたが、結果として全国ワースト3位で、非常に良くないなと思いました。

(教職員の)定数についても記載がありましたが、教育の機会均等と義務教育の水準の維持向上を目的として、義務標準法により教員の定数が決められているということでした。その定数が満ちていないということは、熊本県の教育の機会均等と教育水準の維持向上が不十分であるとも読めます。毎年、県知事と懇談する機会をいただいておりますが、定数について、教職員の給与等は国の財政的措置があるが、十分ではないということと、ぜひ教育にも予算を付けてほしい、教員をもっと増やしてほしいと言いつけてきました。県知事からは災害等があり、なかなかプラスすることができない、与えられた予算の中で工夫してほしいとの回答でしたが、増額が認められないのであれば、もう少し工夫をする余地が我々にはあるのではないかと考えていたところです。

まず教員の数が増やせるかということでは、教員採用の倍率が下がっていることについて、県では特別免許状を活用した取組を今後実施されるということですが、県によっては特別免許状を与えることを前提とした採用試験を設けているところがあり、採用試験の時に資格や可能性を審査したうえで採用しているということでした。宮城県では、一次試験は合格し二次試験で不合格だった方、特に大学4年生が多いが、二次で不合格となると他の企業や公務員になってしまいう事例が多くありました。そこで、宮城県では一次試験に合格した方は、次年度の試験で一次試験を全部免除にしています。(以前は学生が)奨学金を返さないといけないため他の職業に就職してしまうことがあったが、この試験制度によって、他職に学生が流れることを防ぐ効果がありました。

他には、臨採の登録のシステムを持っている県として、静岡県は700名の方が人材バンクに登録しているとのことでした。東京や奈良では教師塾をしており、しかも高校1年生から県教委主催の教員を目指す塾を開いているということで、高校生の段階から教員を育成している、そういった事例も紹介されました。その塾を卒業すれば、採用試験の一次免除を考えている県もあるようでした。(全国都道府県教育長協議会で話題になったことについて)ここでお伝えするのが私の役目かと思いましたが紹介しました。

## 学校人事課長

他県の状況を知り、参考になる取組だと思いました。我々も教師不足の解消に向けて、どのようなことができるのか検討し、できるところから対策を始めていきます。例えば、採用選考考査では本県でも臨時的任用教員の方が受考する場合は、

前年度、二次で不合格であった方は今年度の一次考査が免除になる、あるいは小学校の教諭を志望する方で、1年以上の臨採の経験がある方は一次考査の教職科目を免除するなど、いろいろな対応を行っています。

そのようなところを含めて、選考考査を進めているところですが、倍率自体、若干、他県に比べて低くなっており、まずは多くの方に受考いただくことが大事です。

そこで昨年度から教員の魅力ややりがいを積極的にPRするために動画を作成しホームページに掲載したり、直接大学にも出向き、大学生にも教員の魅力を伝えたりもしています。一気に不足が解消することは難しいですが、できることをやりながら、少しでも不足数を解消しようと取り組んでいかなければと思っています。

## 田口委員

特にいろいろな取組をしていただいていると理解していますが、採用枠については、私が協議したグループでは、退職者を見込んだ数よりも多い人数を採用している県がありました。それを繰り返すことで、（不足数が）ゼロになってきたということでしたが、県では予算の関係でなかなか踏み込めないところはあると思います。

最近若い先生が増えたことで産休育休が多くなり、そこに代替の先生をいれることで、（全体の）講師の数が少なくなるという状況もあるということですが、日本としては望ましいことです。若い人が産休や育休に入り、子育ても一生懸命されて、その後、子育てを経験された方が学校に戻ってくるということは、とてもいい循環です。

しかし、自分は産休に入りたいけど、講師が見つからなくて不安だとか、いつから産休は入れるのかななどの不安をもっている（現在学校に勤務している）卒業生の方もいることも知っています。

県が広報活動も一生懸命されていることも知っており、熊大教育学部も県と連携して、今年度から大学の教員が高校に出向き、教員の良さを伝えるとともに、熊大に入学すると面白い授業を受けられるということ伝える取組を始めることにしました。県北地域は玉名、県南地域は八代、人吉、天草高校の4つの高校と、熊本市内は熊大で話を聞いてもらう取組を今年始めます。年間、各校2回ずつ回り、教員の魅力を伝えていきたいと思っています。

また、まずは熊大に入学されなくても、熊大の大学院に入学して戻ってきてもらえたら、あるいは最終的には熊本に戻ってきてもらえたら、その（取組の）意義はあるのかなと考え、今年から実施することにしていきます。今後、県教委からも、いろいろと支援をお願いします。

## 教育長

私も就任して、教員不足は重大な課題だと思っており、学校人事課長からもあったように、できる方法はあらゆる手段を使い、人材を確保していこうとしています。今年も、年齢制限を撤廃したり、東京でも選考考査をしたりと、いろいろな取組を行っています。いずれにしろ、この問題は教師の魅力の面や、学校の働き方改革など、いろいろな問題を総合的に解決するように取り組んでいかないといけないと思っています。リクルート活動もさることながら、学校そのものの先生方の働き方など、総合的に取り組んでいこうと思っていますので、また助言等をいただければと思います。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日本予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き、よろしく申し上げます。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和4年（2022年）8月2日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後0時10分。